初山地区まちづくり計画書



SOH Sustain Our Hatsuyama

~我が初山を持続させる~

初山地区まちづくり協議会 令和2年12月



初山地区まちづくり計画書(目次)

													^°−	ジ番号
1.	計画の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	初山地区の基本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3.	初山地区の事業計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4.	初山地区まちづくり協議会	組	織	図			•	•	•	•	•	•	• 1	4
5.	初山地区まちづくり協議会	規	約				•	•	•	•	•	•	• 1	5
6.	おわりに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	9

※別添に参考資料編があります。

1. 計画の目的

"貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに、より良い生活を送ることができる世界を目指して、世界中が努力する"という『持続可能な開発目標(SDGs)』について、平成15年9月、国連総会で合意されました(SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称)。

日本では、平成28年6月に、SDGs達成に向けた優れた取り組みを行う29の自治体を「SDGs未来都市」として選定し、その中に長崎県で初めて(離島で唯一)壱岐市が選定されました。また、この「SDGs未来都市」の中でも、特に先導的な取り組みとして「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

一方、壱岐市では自治体の憲法といえる「壱岐市自治基本条例」が平成30年12月に制定され、第25条に「市長等は、コミュニティ活動を推進するため、新たな組織を設置することが出来るものとする」とあり、平成31年2月に「壱岐市行政区設置検討委員会」が設立され、その委員会において「各小学校区まちづくり協議会」が提案されました。

このことを受け、市は、各小学校単位での説明会を実施し、まちづくり協議会設立に伴う交付金や集落支援員等の補助制度を制定しています。

初山地区に目を向けますと、地区内には、公民館や目的に応じて様々な組織が地域発展のため活動していますが、人口減少・少子高齢化による人手不足に陥っており、また、高齢者世帯や空き家の増加など以前に比べて課題が複雑・多様化しているため、単体では課題解決に限界が生じています。

このため、上記の市の援助を受けながら、初山地区内の複数の組織が連携できるよう「初山地区まちづくり協議会」を設立しました。初山地区が魅力にあふれ、将来に渡って持続可能とするために、設立までの部会等で、アンケート等による課題を整理し、課題解決に向けて、さまざまな観点で協議をすすめてきました。特に、最重要課題である公共交通機関改変に伴うコミュニティバスの運行については、長期間に渡る協議を重ねております。そして、協議の結果として、どのような活動をこの協議会にて行うか、をこの計画書にまとめています。

なお、このまちづくり計画書については、定期的に検証し、必要に応じて改訂を行う 予定としています。

2. 初山地区の基本方針

初山地区まちづくり協議会では、下記の基本方針をもとに課題に対して地区全体で考え、手を取り合い、解決に向かって実行に移します。

初山地区は人口減少とともに行事などが衰退化し、活気が失われつつあります。しかし誰もが、ふるさと初山を後世に残すことを望んでおり、それは今初山に住む私たちの責務だと思います。

そのため、『SOH (Sustain Our Hatsuyama) (我が初山を持続させる)』を テーマとし、3つの持続を基本方針とします。

- すばらしい景観を持続する初山
- 住みよさを持続する初山
- 人とのつながりを持続する初山



あいさつ運動



夕日の絶景スポット



ふれあい給食



脱穀体験

3. 初山地区の事業計画

初山地区の基本方針に沿って、今後まちづくり協議会にて取り組んでいく予定の項目を以下に掲げます。

地域の防災対策事業
近年の異常気象により、防災への意識が高まっています。その一方で、具体的にどうすればいいかわからない人や、地域での連携方法は未だ手探りの状態です。 初山地区は海に向かって南面を向いているため、南風の影響が強く、強風の被害が想定され、また、傾斜地が多く大雨によるがけ崩れも懸念されています。
災害が起きても、迅速に対応できるようにする。
 ○防災訓練の実施年に 1 回程度、地域での防災訓練を実施し、いざ災害が発生した時にスムーズに行動できるようにします。また、同時に防災に関わる講演などを実施します。 ○避難用資材や備蓄品の確保避難用の資材の確保を行い、必要に応じて配分します。また、備蓄品も確保し、飲料等は地域イベントで使用しては補充するローテーションで期限切れを防ぎます。 ○ひとり暮らしの方への声掛けひとり暮らしなどへの災害時の声掛けは既に各組織・個人でなされていますが、それを漏れなくできるよう情報の共有を行います。 ○避難所の見直し災害の種類によって避難所として不安な場所は見直します。
※防災訓練は、自主防災組織を主体とし実施します。



項 目	生活道路の環境整備事業
現状と課題	各自治公民館で実施している道作りでは、高齢化や人手不足等により手が回らない箇所があります。また、狭くて見通しが悪い道路や未整備の側溝が多い状況です。
目標	初山地区内の生活道路を快適に通行できるようにします。
活動内容	○道作りの支援 若い人材や意欲がある個人、団体を募集し、人手不足により 道作り等の活動が困難な自治公民館に対し、支援を行いま す。また、必要な資機材を購入し、貸与します。 ○公民館の道作り対象外の道路整備 各自治公民館で手が回らない箇所の道作りを行います。 ○生活道路の整備 狭くて見通しが悪い道路や側溝の整備については、調査を行 い、関係者と調整のうえ、市等と協議し、実現できるよう計 らいます。
備考	





7	⇔ +∞+*
項目	空き家対策事業
現状と課題	後継ぎがおらず、管理が出来ていない空き家が増加しています。なかには、老朽化が進み、住民の通行や生活に影響を及ぼす可能性がある危険家屋も存在します。
目標	空き家の把握及び有効活用を図る。
活動内容	○空き家の調査など 空き屋について調査を行い、空き家マップを作成します。家 主が特定できる家屋については現状等を説明し、市の補助事 業等も活用した管理を提案します。(市の空き家バンクへの 登録推進等)
備考	





項 目	広報活動事業
現状と課題	まちづくり協議会について、組織の概要や活動内容について のまだまだ知られていない状況です。
目標	初山地区まちづくり協議会の認知度を上げます。
活動内容	〇広報誌の作成など まちづくり協議会の活動について理解を深めることに加え、 初山地区内の状況について、広報誌の発行や SNS を活用し た周知活動を行います。
備考	





設立準備委員会の様子

【はつりつ引本】				
項目	「ポイ捨てゼロ」事業			
現状と課題	地区内全自治公民館が壱岐の島『ポイ捨てゼロ』宣言に賛同し、清掃活動などを行っていますが、いまだに不法投棄、ゴミのポイ捨てが後を絶たない状況です。			
目標	不法投棄をなくすとともに、地域の景観保全と環境美化に対しての意識の啓発を図ります。			
活動内容	 ○清掃活動 定期的に清掃、パトロールを実施します。なお、その際は他の行事と同時実施します。 ○マップの作成 不法投棄、ゴミのポイ捨て箇所のマップを作成し、注意喚起や啓発活動(広報)に役立てます。 ○看板設置 ゴミのポイ捨て防止を図るため、工夫を凝らした看板等を設置します。 (例)①「どうして捨てるのですか?」と問いかける文言を入れた看板。 ②小学生が描いた環境美化に関する絵を入れた看板等。 ○独自の『ポイ捨てゼロ』宣言地域が一体となって豊かな自然を守る活動に取り組むために、初山地区独自での『ポイ捨てゼロ』宣言を行います。 			
備考				



項 目	隠れた観光・絶景スポット「初山」PR 大作戦
現状と課題	海豚鼻や初瀬の岩脈、六人地蔵等の観光スポットや夕日、漁 火等が見える絶景スポットが数多くありますが、あまり知られ ておらず、整備も不十分な状況です。
目標	観光地「初山」を定着させ、誰もが行きたくなる、住みたくなるような初山地区を作ります。
活動内容	 ○整備の実施 海豚鼻等の観光・絶景スポットにおいて、施設や周辺環境を含め整備が不十分な箇所については、関係機関等と連携して整備を行います。また、名物スポットとして、花いっぱいの道「オレンジロード」を作ります。 ○マップの製作観光スポットに加え、絶景スポットを紹介する「初山観光マップ」を製作し、初山の魅力を島内外に発信します。できれば「初山巡り」のバスツアー等を企画したいと思います。
備 考	



海豚鼻灯台

項目	旧初山中学校の跡地の利活用
現状と課題	旧初山中学校の跡地については、いまだ明確な利用計画がありません。放置するわけにもいかず、公民館長等で除草作業や 便所清掃などの維持管理を行ってきました。
目標	旧初山中学校の跡地の利活用により、地域活性化に繋げます。
活動内容	 ○地域行事の利用 これまでと同様、球技大会や運動会などの地域行事でも利用します。 ○維持管理の実施 利活用できるよう維持管理を行います。なお、整備にあたっては、できるだけ維持管理の労力を軽減できる整備とします。 ○整備の検討 ウォーキングやランニング、ペタンク、散歩などの健康増進につながる整備や、初山地区の拠点となるコミュニティ施設の整備など関係団体と連携を図りながら検討します。
備考	







グラウンド横の学童農園

項 E		子供と高齢者のつながり事業
現状と課題	頁	少子高齢化は、初山地区も例外なく進行しているところで、子供の数も年々減少をしています。子供が減ることは、子供同士の交流や、子を通じた親の交流も減り、結局は地域全体の交流が少なくなる事につながっています。 一方、高齢者の増加により、地域での助け合いを必要とする方が増えています。
目	票	子供から高齢者までつながりをもって助け合う。
活動内容	[V]	 ○子育で情報の共有・発信 子育ての情報で意外に知られていない事は少なくないので、その情報共有や発信の方法を検討して実施します。 ○地域の子供と交流 子供のいない家庭では、日常で地域の子供と交流する機会は少ないので、運動会等のイベントを通じて交流の機会を作ります。また、それ以外の機会に共通して楽しめる行事を検討します。 ○高齢者サロンの開催 高齢者が集まるサロンを開くことを目指します。継続的に行えるよう、主催者の負担の軽減も考慮したものにします。 ○子供の遊び場安心して子供が遊べる場所を探し、そこに地域で環境を整えることで、みんなの集合場所にします。
備考	Š	







壱岐市立初山小学校

項 目	日常の安全・防犯事業		
現状と課題	日頃の生活について、安心して過ごすためには小さな安全を 積み重ねていく事が重要です。地域住人それぞれが安全に必要 な個所に目を向けて、また対策を検討し、できる事は実施して いくことで、日常的な安全が守られます。 初山地区においても、個人として心配な場所等はあっても、 それを解決するための行動を起こすのはなかなか難しく、今後 は共同で情報交換や対策実施をできる体制が必要と考えられ ます。		
目標	日常の危険を可視化し、安全を守ります。		
活動内容	 ○地域マップと安全点検 地域マップを作成し、防犯灯が少ない場所や、ため池などの 危険な場所の情報を集めて掲載することで注意を促し、必要 に応じて対策します。 ○野犬対策 市と協力し、危険な野犬の対策を進めて、安心して暮らせる ようにします。 ○地域掲示の一括化 案内板・立て看板等、地域で設置する看板を一括して管理し、 「危険だけど、誰のものか不明で撤去できない」が発生しな いようにします。 		
備 考			



初山駐在所



【コミュニティバス運行事業部会】

項目	コミュニティバス運行事業
現状と課題	 ・路線バスの1日の便が少なく、料金が高いため利用しにくい。 ・バス停まで遠いため徒歩での移動が大変である。 ・今は自家用車を運転できるが、老後免許を返納すると今のバス便では何もできない。どこへも行けない。従って免許の返納ができない。 ・車の運転ができない交通弱者向けに小型でよいので便数・発着時刻・乗降場所に利便性のある交通手段を考えてほしい。 ・自家用車がない世帯にとっては不便である。
目標	初山地区にコミュニティバス(名称は後日募集)を運行する。
活動内容	 ○運行に関しての検討協議 運行に関する以下を検討します。 ・市町村運営有償運送による許可申請に係る記載事項 ・事務所及び事務員 ・路線又は運送の区域 ・運送する旅客の範囲 ・乗降車場所の範囲 ・運行便数及び時刻 ・対価(料金等) ・運行マニュアル ・コミュニティバスの名称募集 ・ドライバーの募集と講習会の実施 ・利用者登録及び予約の方法 ・その他必要と認める内容 ○他地区の視察 コミュニティバスの先進地区を視察し、検討に活かします。 ○周知 初山地区内住民に対し、コミュニティバス事業について文書配布や説明会などを実施し周知するとともに、利用者を募集します。 ○関係機関との協議 早急に運行開始できるよう、市等関係機関と協議します。

備

考







コミュニティバス



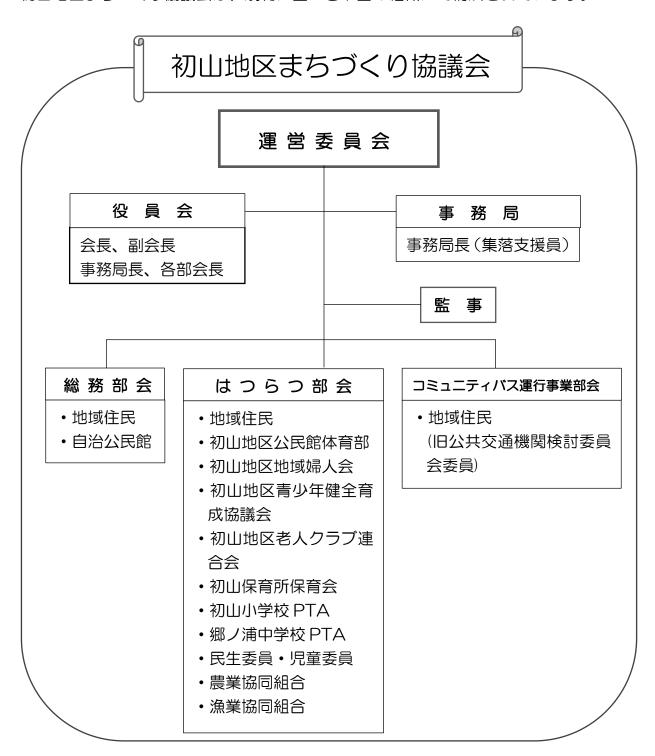






4. 初山地区まちづくり協議会組織図

初山地区まちづくり協議会は、規約に基づき下図の組織にて構成されています。



5. 初山地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、初山地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を 初山地区公民館2階に置く。

所在地 壱岐市郷ノ浦町初山東触 237番地 2

(目的)

第2条 協議会は、初山地区住民相互の連帯と健康・福祉の増進を図り、安全・安心な生活環境の向上に努めるため、各種団体と連携を図りながら、地域の課題解決に取組み、市との協働により、持続可能な暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。
 - (1) まちづくり計画書の策定及び事業の実施
 - (2) 地域課題の把握や情報の発信
 - (3) 地域課題解決に向けての協議及び事業の実施
 - (4) その他まちづくりに関する活動

(構成)

- 第4条 協議会は、次に掲げる者等で構成する。
 - (1) 初山地区内の居住者
 - (2) 初山地区内で働く者や学ぶ者
 - (3) 初山地区内の事業者
 - (4) 初山地区内のコミュニティ組織
 - (5) 初山地区内の各種団体等

(会議)

- 第5条 協議会に、次の会議を置く。
 - (1) 運営委員会
 - (2) 役員会
 - (3) 部会

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 事務局長兼会計 1名

(4) 部会長 各部会 1 名

(5) 監事 2名

- 2 役員は、運営委員会において選任する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の出納に関する業務を処理する。
- (5) 部会長は、部会の活動を総括し、事業の調整にあたる。
- (6) 監事は、協議会の出納事務を監査する。

(役員手当)

第8条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

(1) 会長 90,000円/年

(2) 副会長 30,000円/年

(3) 部会長 30,000円/年

(4) 監事 3,000円/年

(顧問)

- 第9条 協議会に顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、運営委員会において選任する。
 - 3 顧問は、役員会等に出席し、意見を述べることができる。

第3章 会議

(運営委員会)

- 第10条 運営委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 第6条に規定する役員
 - (2) 各部会の構成員
 - 2 運営委員会は、毎年1回定期に開催する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、必要があると認めるとき、又は第 1 項の構成者の半数以上の者から、要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
 - 5 運営委員会の議長は、会長があたる。
 - 6 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。
 - (2) 協議会役員等の承認に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本事項に関すること。
 - 7 運営委員会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については 互いに尊重する。ただし、緊急を要するときは役員会に於いて専決し、事後報告承 認を得ることができる。
 - 8 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

- 第11条 役員会は、第6条に規定する役員(監事を除く)をもって構成し、協議会の運営について協議する。
 - 2 役員会は、会長が招集する。
 - 3 役員会の議長は、会長があたる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を 求めることができる。

(部会)

- 第12条 部会は次に掲げる部会とし、各所管に関わる事項を協議及び実践する。
 - (1) 総務部会
 - (2) はつらつ部会
 - (3) コミュニティバス運行事業部会
 - 2 部会は、地域住民、各種団体等をもって構成する。
 - 3 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告するものとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の運営)

- 第13条 運営委員会及び役員会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席により成立 する。ただし、部会は部会の判断に委ねる。
 - 2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

第14条 協議会の経費は、市からの交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮って、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年12月6日から施行する。
- 2 初年度の第 15 条会計年度の初日を施行日とし、第 8 条の役員手当については、会計年度末日までの月割計算とする。

5. おわりに

初山地区まちづくり協議会の会長を務めさせていただきます後藤義次です。

初山地区は幹事会を令和2年3月24日に立ち上げ、およそ8ヶ月をかけて設立できました。その間、幹事会を10回、設立準備委員会・4部会を各3回、公共交通機関検討委員会に至っては令和元年6月に発足させ、今年11月まで12回を数えるに至りました。この委員会は、設立後コミュニティバス運行事業部会に改称し、令和3年の運行開始をめざして準備を進めているところです。これは、令和3年度初山地区まちづくり協議会の中心事業として進めていきます。ぜひとも実現のため市のご支援をお願い致します。

一方、公民館活動はそのまま続きます。組織としては、「まちづくり協議会」の総務部会に編入しますが、館長さん方の意見を「まちづくり協議会」の中で協議し、反映させていきたいと考えています。

さて、初山地区の抱える課題は、アンケートからも分かるように、人口減少に伴う将来の不安を抱いている地区民が大変多いということです。これはどの地区も同じです。この不安を少しでも解消するためにはどうしたらよいかということです。初山のビジョンを描けるのは、初山に住むわたしたちです。そこに「まちづくり協議会」の存在意義があります。

それでは、描いたビジョンを実現させるにはどうすればよいでしょうか。自分でやるか、みんなで助け合ってするか、市にお願いするかです。つまり(自助)(共助)(公助)ですが、これからはそれぞれではなく、三助の連携が必要になってきます。「まちづくり協議会」は共助の役目を果たしつつ、自助と公助をつなぐ役割も果たす存在でなくてはなりません。

終わりになりますが、本協議会設立に向け、幹事会及び設立準備委員会、さらには地域担当職員5名の皆様には、多大なるご尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、市長様をはじめ、市当局におかれましては、我々初山地区まちづくり協議会の計画書をご参照の上、今後とも御指導・御支援を賜わりますようお願い申し上げ、おわりの挨拶としたいと思います。

令和2年12月6日

初山地区まちづくり協議会 会長 後藤 義次



HATSUKAMA



【お問い合わせ先】 〒811-5144

壱岐市郷ノ浦町初山東触237番地2(初山地区公民館2階)

初山地区まちづくり協議会事務局長(集落支援員):日樫 千奈美

(固定電話・FAX) 0920-40-0812 (携帯) 080-8572-2449

(E-mail) hatsuyama020616@gmail.com

★お気軽にお立ち寄りください (開所時間 平日8:30~17:15)